

令和6年4月の組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第2号

令和6年4月の組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程

(新潟市工場立地推進委員会規程の一部改正)

第1条 新潟市工場立地推進委員会規程(昭和58年新潟市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2経済部の項中「産業政策課長」を「産業政策・イノベーション推進課長」に改める。

(新潟市環境保全調整会議規程の一部改正)

第2条 新潟市環境保全調整会議規程(平成7年新潟市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2経済部の項中「産業政策課長」を「産業政策・イノベーション推進課長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「地域教育推進課長」を「生涯学習推進課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。